

憩いのスペース (清心寮の庭園風景)



百日草がいっぱい



ゴーヤのカーテン



サルビア、ペゴニアなど夏の草花



ナミアゲハの幼虫がいました

普段は見えない裏庭にはきれいなお花がたくさん咲いています。さいたま大宮地区更生保護女性会の皆さんが毎年綺麗なお花を送ってくれます。玄関前だけでなく、裏庭にもたくさんのお花が咲いています。夏にはお花以外にもゴーヤがたくさん実をつけます。

会報
清心寮

題字は江連元理事長
第 31 号
更生保護法人 清心寮

さいたま市浦和区岸町7-12-19
TEL・FAX 048—837—1755



「坂道と新人記者と清心寮と」

更生保護法人埼玉県更生保護観察協合理事長
(株式会社埼玉新聞社相談役)

小川 秀 樹

昭和の終わりに埼玉新聞社に入社し、最初に配属されたのが県庁記者クラブでした。

当時は記事原稿や未現像フィルムを、岸町にあった新聞社まで届けるのが、駆け出し記者の仕事でした。現在の清心寮のある場所は、崖地で樹木が茂る薄暗い坂道が続いていました。その暗い坂道が、新聞社への一番の近道でした。

平成が耳に馴染み始めた頃、「建設反対」の張り紙が周囲に目立つようになりました。その時初めて「更生保護施設」なる存在を知りました。

当時のメディアは、公共福祉に欠かせない施設建設に関し、その必要性は認めつつ「私の地域になぜつくるのか」と反対する住民の活動を取り上げる傾向にありました。しかしなぜか清心寮の建設に関しては、建設反対を報じる記事がほとんどありませんでした。先輩記者に「なぜ反対運動を取り上げないのか」と子供のような質問をした際、その先輩記者が「いつか地域は、理解してくれる。必要な施設なので大事に育てていけ」と言っていたのが、記憶に刻まれています。

現在埼玉新聞社は、さいたま市北区に移転し跡地はマンションとなりました。清心寮とは田島大牧線で大きく寸断され、ご近所だったことを覚えている方は、わずかでず。

私の前の理事長だった相川宗一元さいたま市長も、地域の不安の声に押され当初は清心寮建設に反対だったと聞きます。しかし関係者の熱い思いが通じた後は、清心寮と更生保護事業に積極的に取り組まれました。

その相川元市長の指名で、県更生保護観察協会とかかわり、この度は清心寮の理事となった奇縁を感じます。施設が建つ前の、緑濃い坂道を駆け抜けた、若い記者時代を思い出し、気持ちを新たに清心寮と向き合っています。関係者の皆様の末長いご指導をよろしくお願いいたします。

清心寮が新しくなります

施設長 西 村 穰

令和五年は、清心寮にいくつかの新展開がありました。更生保護施設に関する制度改革がスタートし、事業の方向性や枠組みが大きく変わりました。清心寮内部においても、施設整備や執務方法の見直しを行うなど、刷新の年でありました。コロナ禍において休止した活動も多く、事業停滞の雰囲気もありましたが、五類移行後、活動の自粛が解かれたことと相まって、事業を充実する良い機会であったと考えています。本稿では、令和五年度において、清心寮を活性化に導くいくつかの新しい試みについてご紹介いたします。

その一 地域生活者への支援の拡大

令和五年三月に国の第二次再犯防止推進計画が策定されました。その中で「出所者等が地域社会で孤立することなく、生活の安定が図られるよう各自の課題に応じた息の長い支援を実現すること」が重点目標として掲げられました。この目標の実行役として更生保護施設に対して大きな期待が寄せられています。更生保護施設が長年取り組んできた社会生活移行支援が評価されたためであり、今後は、地域移行後（退所後）の社会生活定着支援の担い手としても位置付けられるようになりました。

このタイプの支援として、清心寮では、二年前から国の委託による「訪問支援モデル事業」を実施してきました。この取り組みは、清心寮退寮者等が、一人で社会生活を営む場に、清心寮スタッフが赴き、生活の諸課題の相談を行い立ち直りの後押しをする事業です。このモデル事業の成果が認められ、令和五年度から正式な事業になりました。

通所・訪問型事業が新登場

令和五年十二月には更生保護事業法の改正法が施行され、施設の事業の枠組みが変更されました。これまで更生保護施設は、施設内で宿泊と食事のサービスを提供しながら、仕事と住居の確保を支援し、社会に送り出すことを本務としていましたが、改正法では、更生保護施設入所者だけでなく、地域生活者全般についての自立支援も重要な事業として継続的に担うことになりました。（表1参照）

従来から実施していた施設内で行う事業を「宿泊型保護事業」と言い、新しく加わった事業を「通所・訪問型事業」と言います。二つの事業は目標や力点も異なっています。宿泊型事業は、当座の生活基盤（アパートと生活の糧を得る仕事）の確保を目標し、更生保護施設から社会生活へのスムーズな移行に力点が置かれています。

これに対し、通所・訪問型事業は、地域社会に移行した者の生活自立の定着を目標して、実生活の課題を分析評価し、適切な助言や援助を提供することが眼目となります。この事

表1 更生保護施設の事業に係る更生保護事業法の改正

旧（令和5年11月まで）	新（令和5年12月から）
継続保護事業 対象者を收容し宿泊させて、教養訓練、医療・就職の援助、職業補導、社会生活適応のための生活指導、生活環境の改善調整等による改善更生に必要な保護を行う	宿泊型保護事業 左記継続保護事業に加え、特定の犯罪的傾向を改善するための援助を明記
一時保護事業 対象者に、帰宅、医療・就職の援助、金品給与・貸与、生活相談等による改善更生に必要な保護を行う。	通所・訪問型保護事業 左記一時保護事業に加え、宿泊型保護事業と同内容の援助を、通所又は訪問により行う。

更生保護

業は、①孤立した生活による困難性や、ほころびを实地で点検し、改善に向けての具体的な助言援助が行えること、②定期的に面会することで、再犯を防ぐ「錨」の効果があること、③社会資源の活用について助言するなど社会的孤立を防ぐメリットが想定されています。このように、実生活に根差した寄り添い型の支援となっています。

通所・訪問型事業の創設により、清心寮の事業は、寮生に対する処遇から広く社会生活を営む者への支援に拡大されるとともに、対象者に関わっていく期間も長期にわたることになり、訪問スタッフの起用や業務の割り振りの見直しなど困難も予想されます。しかしながら、施設入所から退所後の生活支援までの息の長い支援を行うことで、立ち直りを確実なものとし、再犯防止効果を一層高める効果が期待されます。支援対象の拡大を契機に清心寮の支援機能が高められるよう努めていきたいと考えています。

その二 処遇の体系化、専門化

更生保護施設の処遇（対象者に対する立ち直りのための指導や援助）を法令に基づいて整理すると、①宿泊場所の供与、②健全な社会生活に必要な態度・習慣・能力の涵養、③読書指導や講座による教養の向上、④就労意欲の喚起、適職選択や就労確保の支援、⑤金銭管理（節約と貯蓄）の指導、⑥親族との融和を図るなど生活環境の改善調整、⑦医療福祉利用の支援となっています。これらの処遇メニューについての具体的なガイドラインはなく、入所者の特性や事情に即した方法で実施することとされています。入所者によって更生意欲や社会生活能力の差が著しいため、このような「個別処遇」方式を原則としています。中身の薄い画一的な援助を回避する大きなメリットがあります。反面、処遇標準が

明確でないため、職員の力量で内容に差が出るリスクや独りよがりな対応になるおそれもあります。そのため、処遇会議や引継ぎに力を入れて、全員で処遇効果を評価しながら、的確な支援となるように努めています。

困難化する立ち直り

近年、社会生活への移行が難しくなったという声を、多くの更生保護施設から聞いています。清心寮でも処遇の困難性を強く感じるようになりました。考えられる原因には、次のようなものが考えられます。

第一は、少子高齢化等により、高齢又は心身に支障がある入所者の割合が増加しています。就労確保が困難となり、医療福祉に つなぐ必要がある難しいケースが急激に増加していることです。また、情報化やサービス化が進展する中で、社会生活能力やコミュニケーション能力に支障のある人が目立ってきていることです。

以上のような生きづらい環境の中で、更生意欲は著しく低下し、飲酒ギャンブルに依存するなどの問題行動のリスクも高まっています。

清心寮では、これらの問題への対応策として、社会生活の諸課題に関わる福祉、就労、医療、自助グループなどの関係者とのネットワークを築き、困難ケースの協働や関係機関への取次などで対応してきましたが、清心寮自らが対処能力を高めていくことも課題となっていました。

処遇方法の体系化

そのような中、法務省において、更生保護施設の処遇の枠組みの見直しが実施されました。まず、中心となる処遇を、社会生活移行のための総合的指導（健康指導、生活規律指導、金銭管理指

導など、毎日実施するもの)とし、処遇の基盤に位置づけました。そのうえで、総合的指導では対応できない特定課題や困難課題を分類整理し、専門的なメニューとして体系化しました。新たに付加された処遇は次に示すとおり、四群に分かれています。

D群：社会奉仕活動や地域交流活動など地域生活移行を目的とした集団処遇

C群：社会生活上の特定課題（就職活動能力、社会生活スキル、メンタルヘルスなど）の解決能力の向上を取り上げる処遇

B群：犯罪傾向（例えば薬物、飲酒、ギャンブルなどの依存）の改善を目的とした処遇

A群：犯罪傾向の改善のうち、認知行動療法を基盤とし、専門性のある体系的な処遇

これまでも、更生保護施設ごとに、専門的な付加サービスを実施していましたが、今般の見直しにより、専門性の

表2 各種処遇に関する委託費単価

処遇の種類	一人1回あたりの委託費単価
A群（犯罪傾向の改善を目的とした認知行動療法に基づく体系化された処遇）	3, 400円
B群（犯罪傾向の改善（アルコール、ギャンブル等の依存からの回復等）を目的とした処遇）	1, 297円
C群（社会生活上の特定課題の解決能力向上に資する専門処遇）	814円
D群（地域生活移行に資する集団処遇）	349円

参考：一般的な処遇は149円

ある処遇が国から正式に認知されるようになり、委託費に關しても、A～D群の処遇は、別途委託費が加算されることになり、提供する処遇の難度に応じて委託費単価が設定されるようになり、した（表2参照）。

処遇に関する法的整備

処遇の体系化に伴う法的整備もなされました。前述のB群・A群（犯罪傾向改善処遇）に関するもので、更生保護事業法において、「特定の犯罪的傾向を改善するための援助」が更生保護施設が行うべき事業として加えられました。同時に、更生保護法において、観察所が行う保護観察の指導監督の方法として「更生保護事業を営む者等が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的援助であつて法務大臣の基準に適合するものを受けるよう指示等する」ことが追加されました。本来観察所が行うべき指導監督のメニューに、更生保護施設の事業が初めて加えられました。さらに、特別遵守事項の類型にも更生保護施設の専門的援助の受講が掲げられました。

これまで更生保護施設は、自立した生活のための援助（補導援助）を専一に実施してきましたが、法改正により、再犯防止を強く働きかける指導監督部分にも積極的に関与することになりました。

清心寮での見直し

以上の改正を踏まえ、清心寮では、従来から実施してきました更生保護女性会の協力による「絵手紙教室」「食事会」「みんなの料理教室」などをD群の地域交流活動として実施し、「清心寮周辺の美化活動」をD群の社会奉仕活動として実施します。また、新規に実施するものとして、A群の薬物依存離脱プログラムを予定しているほか、C群の就職セミナーやソーシャルスキルトレーニングも検討しているところ、これらの活動が、国の委託とされ、公的な処遇として位置づけられることから、国の基準に即した適切なプログラ

ムにしていきたいと考えています。

その三 O A化による執務効率化

本年度から、各職員に配置されるパソコンをつなぐ内部ネットワークを導入しました。文書などのデータは共有サーバーに一元的に管理され、セキュリティも強化されました。ネット内でデータのやり取りができるため、文書の閲覧が便利になり、編集加工もスピードアップしました。国の通達文書なども、共有サーバーから簡単に取り出せ、ペーパーレスにも貢献しています。個人情報管理については、より一層適正に実施していきたいと考えています。

その四 居室のリニューアル

清心寮の建物は平成3年に竣工し、以来様々な改修工事を実施して建物の保全に努めてきましたが、入所者の居室については手つかずのままでした。壁に穴があいたり、フローリングや畳が擦れたりし、老朽化が目立つようになり、快適な居住環境として難が生じていました。安全面でもメンテナンスが必要な箇所が増えたため、思い切って居室十七室の内装改修工事を実施いたしました。工事内容は、床（フローリング）の張替え、畳のフローリングへの転換、壁及び天井のクロス張替えです。十七の居室を四グループに分け、一グループを約一週間で改修しました。その間、工事中の居室の寮生は、集會室に避難してもらいました。工事は、八月中旬から九月下旬までかかりましたが、工事はトラブルもなくスムーズに行われました。壁紙や床材は耐火性のあるものを使用し、入所者が安心して滞在できるように配慮しました。（写真1〜3参照）古くなったベッドや寝具も買い換え、清潔感のある居室に変身しました。「立ち直りは明るい居室から」と物心両面から寮生を支えていきたいと考えています。

写真3 畳からフローリングへ

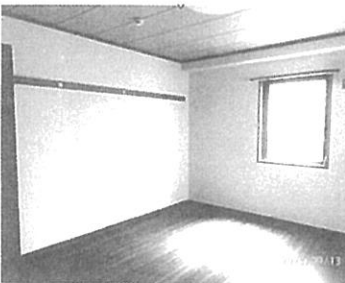


写真2 損傷した床の張替え

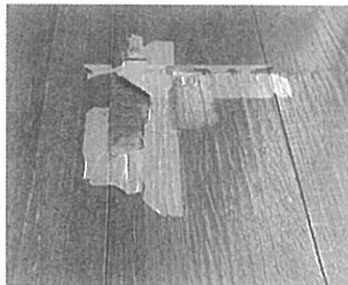
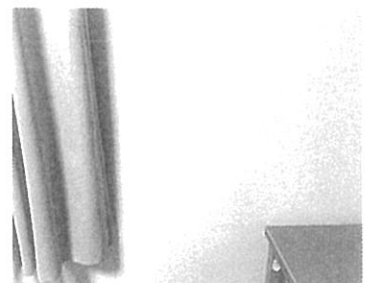
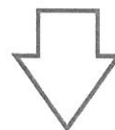
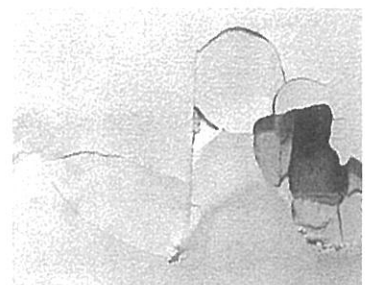


写真1 穴のあいた壁の補修





「処遇の多様性等について」

さいたま保護観察所 社会復帰対策官

村木 至

令和五年四月から、清心寮を担当させていただいております。どうぞよろしくお願いたします。

社会復帰に関する業務を中心に、犯罪や非行をした者が保護観察や更生緊急保護の期間が終わっても引き続き健全な生活を送れるよう日々心掛けておりますが、清心寮ではそのために重要な施策が実施されていると考えています。

代表的な施策として、訪問支援事業、更生保護地域連携拠点事業がありますが、特定補導の取組も重要であると感じています。

特定補導には四つの類型があり、対象となる者の認知や行動を変容させることに焦点を当てたA群、様々な依存からの回復に向けた取組の実施を目的としたB群、社会適応上の課題に対応した個別的な働きかけを前提としたC群、社会奉仕活動、地域交流活動等、地域生活への移行のために必要な知識や能力の向上を目的としたD群となっています。

A群は認知行動療法を理論的な基盤とし、B群は依存という根深い問題に対する内容となっています。C群は社会生活技能訓練、就労支援セミナー、法律相談会、医療・年金相談会等が該当し、D群は社会性を高め、地域移行を促進する効果があるものとされており、更生保護施設ごとの処遇の状況等に合わせることができるところが利点の一つであると感じています。

清心寮における特定補導は、今後更なる展開が見込まれる処遇であり、この新たな処遇は、地域で健全な生活を継続していく際に、多面的に役立つものと考えています。

今後は改正された更生保護事業法が施行され、新たな枠組みが始まります。今後も清心寮の皆様と連携・協議させていただき、業務に励む所存です。



立ち直りについて思うこと

さいたま保護観察所 保護観察官

池上 樹

令和四年四月からさいたま保護観察所で勤務しておりますが、本年度から清心寮の訪問支援事業を中心に担当させていただいております。更生保護施設担当は初めての経験ですので、皆様からご指導賜れますと幸いです。

立ち直りについて、業務の中でふと考えることがあります。刑法犯の認知件数は令和四年に若干増加に転じましたが、ここ十年は減少し続けていました。世の中が平和になっていることは大変良いことだと個人的に思います。

一方で刑法犯検挙者数のうち再犯者数は減っていますが再犯者率は微増しています。つまり犯罪の数は減少傾向だったけれど、再び罪を犯す人の率は上がっているわけです。

この数字をどう見るか。一つの見方として、罪を犯した人の抱える問題が複雑化し、負のサイクルから抜け出せない状態であると考えられないでしょうか。

技術革新によつて時代はどんどん便利になり、日常のスピードは増している気がします。その時代の流れに追いつけずに、追い出されてしまった人々は孤立、依存症、虐待、失業などの様々な生きづらさに苦しんでいるのではないのでしょうか。

ここ数年の「社会を明るくする運動」のテーマは「生きづらさを生きていく。」ですが、罪を犯した人たちが抱える生きづらさを想像する力が立ち直りの支援に求められていると感じています。「言うは易く行うは難し」のとおり、罪を犯した人の立ち直り支援は容易ではありませんし、様々な試行錯誤の連続です。その試行錯誤の中で、生きづらさの中であつても誰かとともに過ごす幸せに触れることが、立ち直りの第一歩なのではとも感じています。

引き続き皆様のお力添えをいただきますよう、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

福祉専攻大学生実習記 実習期間（八月一日～九月五日）

「実習を通しての学び」

日本社会事業大学 山口 雄 紀

この度はご多忙の中、二十四日間にわたり実習の機会を与えて頂きましてありがとうございます。

今思い返せば「罪を犯した人との信頼関係は構築できるのか」

「そもそもそんな怖い人たちに話しかけることができるだろうか」など、心配と恐怖で板挟みになりながら私は実習初日を迎えました。

しかしながら寮生の皆さんは実習生の私に対して話しやすい話題で会話を広げてくれたり、私の質問に率直に答えてくれたり、時にはアイスや飲料水なども奢っていただきました。

寮生のことを知っていくうちに私も段々と自然体で接することができるようになり、最後の方には出所者ではなく親戚のおじさんのようなイメージと距離感で寮生の方々と話すことができ、寮生に対する恐怖感は一切なくなっていました。

この自然体で接することが寮生との信頼関係の構築に繋がります。また、私が将来ソーシャルワーカーとして活動する際に障害を持つ方々と関わっていくときにも必ず役立つと思うと思います。

今回の実習で更生保護の理念や役割について学べただけでなく、社会福祉士として必要な価値観や考え方に気づくことができました。

今回の貴重な経験を糧により一層励んでいきたいと思えます。



寮生に提供する食事づくり

「更生保護施設の目的と

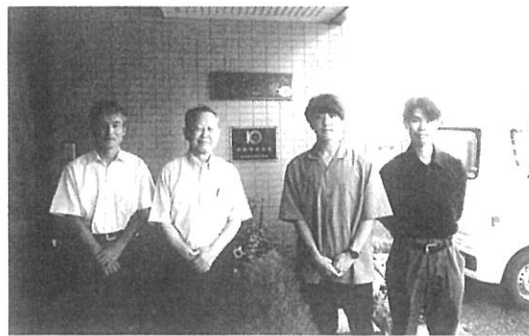
支援者としての考え方」

立教大学 渡部 元 太

私は、実習の中で「更生保護施設の目的」について考えることが多かったです。更生保護施設の目的は退寮後に安定し自立した生活を送るために住居を得て仕事をする事です。そのため、職員の方々は冷淡な対応ではなく、一方で過剰に共感する訳でもなく、前述した目的を一人ひとりの寮生が達成することができるよう、一定の距離を置いて関わっていることに気付きました。

また、住居を得て仕事を探すことは簡単ではなく、全ての人が順調に目標を達成することができないことを学びました。私が実習の中で出会った方々の例を挙げると、更生保護施設をそもそも自立に向けた場所として捉えているのではなくホテルのような宿泊施設と捉えている人や、人と関わることを極度に恐れ、行動に移すのに時間を要する人、そして、障害や高齢のため、できる仕事に限られている人もいらっしゃいました。このような様々な理由によって順調に駒を進めることができず人々は少なくなく、まずは少しずつできることを行うように一人ひとりに対して対等に丁寧に関わり合うことが大事であると私は考えました。

この実習を機に、様々な人々の背景を考えられる支援者になりたいと思えました。



左から、実習指導者 尾川さん、清水理事長、山口さん、渡部さん



清心寮職員

村上 雅一

届け！届け！

本年一月より清心寮で勤務しています。当初は前施設の建て替えに伴う出向の形でしたが、両施設のご理解により九月から清心寮の職員として採用されました。更生保護施設での勤務は早六年となります。

自衛隊定年後の出発でしたが、更生保護の世界ではまだまだ若手であり人生二度目の自称ホープに返り咲けたとの印象でした。思えば営業マンから自衛官へ転身。そして更生保護という未知の扉をノック。謎の挑戦心に導かれているようです。

当時は寮生と目が合わないよう下を向き、自分の一言が相手の人生を左右してはと不安の毎日でした。しかし研修等で諸先輩方のお話を伺い、自分の経験も誰かの役に立てばと少しずつ前を向けたことを覚えていきます。

今はしつかり顔を上げ寮生の小さな頑張りに気づける姿勢と、他人の人生を左右してしまうなどと気負い過ぎないことを意識して勤務しています。

今回、清心寮の新人として人生三度目の自称ホープに挑戦しつつ、頑張れる人はもとより、頑張りを失った皆さんにも、私の気持ちや行動から何かが届くことを目指し、「挑戦」・「柔軟」・「創意工夫」の心で前向きに勤務したいと思えます。何卒よろしくお願ひ致します。



清心寮職員

成田 千秋

再び 補導員として。

令和五年二月より、当寮に採用されました。ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、平成二十六年から五年間、都内の更生保護施設で補導員として勤めておりました。

「なぜ、再び更生保護に？」と周囲からよく聞かれます。言葉でうまく説明できませんが、端的に言うと、生涯にわたり、続けていきたい仕事だと思ったからです。

寮生とのかかわりは、常に自分を試されます。私たちの「当たり前」や「世間の常識」は彼らに通用しません。そのなかで、日々のコミュニケーションを重ね、時には意見がぶつかり合うこともあります。最終的に折り合いをつけて自立に向けて動きます。文章にすると簡単に言っているように聞こえますが、失敗や反省の繰り返しです。

ですが、寮生たちの生活に寄り添い、学び続けることができる更生保護の世界で、一人でも多くの寮生が幸せだと感じられる社会生活を送れるよう支援していきたいと思えます。

宜しくお願ひ致します。



清心寮職員

朝倉 純一

よろしくお願ひ いたします

令和五年四月一日に清心寮の宿直担当として採用されました朝倉純一と申します。

私は、介護施設など二つの施設で宿直の仕事させていただいておりますが、更生保護施設は初めてで、よくわからないこともあり、正直、心は不安や恐怖でいっぱい、当初は苦痛や孤独感が伴いました。一回目と二回目の宿直は研修も兼ねて先輩と二人で行いましたが、三回目から一人の宿直となり、続けさまに七つのトラブルに見舞われ、私一人では対処できず、同僚に来ていただき助けてもらい、情けない思いをしました。正直逃げ出したくなりました。

最近では、寮生とも円滑に会話ができるようになり、仕事が楽しくなってきました。

寮生が退寮すると少し寂しくなることもあります。

このように、私は少し気が弱いほうですが、絶対に負けたくないという気持ちもあるため、これからも日々精進していこうと思っております。

よろしくお願ひ申し上げます。



令和五年度更生保護法人清心寮事業計画（抜粋）

二 経営の安定及び強化

(1) 更生保護事業の円滑な推進を図るため、指導監督機関、更生保護事業委託機関、当法人の運営を支える更生保護関係者、寮生の社会生活移行に関わる雇用、福祉、医療等の関係機関・団体その他の関係者との緊密な連携が不可欠です。これらの関係者と日常的な連絡を密にし、理解と協力を得ることに努めます。また、近隣住民の方々をはじめ地域社会の理解と協力が不可欠です。引き続き、地域との交流、地域への貢献の活動及び広報活動を推進します。

(2) 寮生に対する処遇の充実及び安定的実施のため引き続き経営基盤の強化に取り組みます。収容率一〇〇％達成を目指し、実施体制を支える収入を確保するとともに、支出を再点検し節約に努めます。

(3) 情報公開に努めるとともに、コンプライアンス活動を推進し、法令に則った公正な事業運営を目指します。

(4) 施設、設備の適切な維持管理を進めます。本年度は、事業開始から三十二年目となることから、老朽化又は不具合の生じた箇所の点検整備に努めます。

寮生の安全衛生に配慮するとともに、快適な生活環境を提供します。令和五年度は、老朽化した各居室の床、壁及び天井の修繕を行います。

三 更生保護事業の新たな展開に向けて

(1) 更生保護事業法に基づく、現在の更生保護事業は、

① 継続保護事業：対象者を更生保護施設に収容して宿泊場所を供与し、就職支援などにより社会生活移行を促す事業

② 一時保護事業：対象者に対し、帰住・医療・就職の支援、金品の給貸与、生活相談などの改善更生に必要な保護を行う事業

③ 連絡助成事業：以上の更生保護事業の啓発、連絡、調整又は助成を行う事業に区分されています。清心寮は、①の継続保護事業を主たる事業とし、退寮した者に対する生活相談を

行うなど②の一時保護事業を実施しています。行うなど②の一時保護事業を実施しています。行一般、更生保護事業法が改正され、更生保護事業の枠組みが見直され、令和5年中に実施される見込みです。具体的には、

(2) ① 宿泊型保護事業：現行の継続保護事業に該当しますが、施設入所者に薬物依存回復訓練、SST、心理カウンセリング等の専門的援助を行うことなどが明記されています。

② 通所・訪問型保護事業：現行の一時保護事業に加え、通所・訪問により生活指導や専門的援助を行うことが明記されています。

③ 地域連携・助成事業：現行の連絡助成事業に該当しますが、地域における連絡協力体制を整備するなどが明記されています。に区分されることとなります。清心寮は、①宿泊型保護事業及び②通所・訪問型保護を実施することになり、③地域連携

(3) 助成事業にも一部関与することになります。・助成事業にも一部関与することになります。・助成事業にも一部関与することになります。・助成事業にも一部関与することになります。

(4) 通所・訪問型保護事業については、改善更生の効果を高めるための専門的援助が期待されており、そのための委託費単価も充実されました（以下「処遇のメニュー化」という）。これを踏まえ、令和5年度以降、薬物プログラム、SST、文化教養プログラムなどを積極的に実施することといたします。また実施のための人的体制の確保や専門的技法の習得向上に努めます。

(5) 通所・訪問型保護事業については、実施中の訪問支援モデル事業の一層の推進を目指すとともに、上記(3)の専門的プログラムについて清心寮退寮者などに通所により実施できるようにします。

(5) 地域連携・助成事業に関し、埼玉県更生保護観察協会及び埼玉県就労支援事業者機構と協力して、満期釈放者等社会生活の自立に取り組む者に対する支援のネットワークを構築する「更生保護地域連携拠点事業」を令和4年10月から実施していますが、令和5年度においても引き続きを推進します。

また、保護観察対象者及び更生緊急保護対象者等の社会復帰支援を一層円滑に進めるため「埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会」と緊密に連携します。

令和5年度 一般会計収支予算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

収入総額 79,957,000円

支出総額 79,957,000円

収入の部

更生保護法人 清 心 寮

科 目	決 算 額	摘 要
更生保護委託費収入	67,144,000円	年間延 7,320人
家庭裁判所補導委託費収入	293,000	年間延 100人
任意被保護者負担金収入	826,000	年間 (宿泊延 50人 食事延1,500人)
補助金等収入	653,000	埼玉県更生保護観察協会・日本更生保護協会任意保護助成金等
寄付金収入	5,860,000	篤志者・県更生保護女性連盟及び地区更生保護女性会・県佛教会・共同募金配分金等
財産収入	451,000	定期預金利息他
会費収入	1,700,000	地区保護司会
運用積立金繰入収入	3,000,000	運用積立金繰入
雑収入	30,000	
収入総額	79,957,000円	

支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
事務費	40,901,000円	給料手当・福利厚生費・施設補修費・水道光熱費等
補導費	1,519,000	教養啓発費・補導連絡費・印刷製本費・補導研究費等
宿泊保護費	18,851,000	食料費・保健費・水道光熱費等
管 理 費	18,018,000	会議費・交際費・水道光熱費等
一時保護事業費	578,000	水道光熱費・金品給与費等
予 備 費	90,000	
支出総額	79,957,000円	

令和4年度 一般会計収支決算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

収入総額 82,011,654円

支出総額 80,819,411円

当期繰越金 1,192,243円

収入の部

更生保護法人 清 心 寮

科 目	決 算 額	摘 要
更生保護委託費収入	72,788,890円	年間延 8,129人
家庭裁判所補導委託費収入	0	年間延 0人
任意被保護者負担金収入	363,300	年間 (食事延727人)
補助金等収入	998,922	埼玉県更生保護観察協会・日本更生保護協会任意保護助成金等
寄付金収入	5,747,900	篤志者・県更生保護女性連盟及び地区更生保護女性会・県佛教会・共同募金配分金等
財産収入	450,072	定期預金利息他
会費収入	1,604,000	地区保護司会
雑収入	58,570	
収入総額	82,011,654円	

支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
事務費	36,839,187円	給料手当・福利厚生費・施設補修費・水道光熱費等
補導費	1,092,958	教養啓発費・補導連絡費・印刷製本費・補導研究費等
宿泊保護費	18,467,551	食料費・保健費・水道光熱費等
管 理 費	16,480,694	会議費・交際費・水道光熱費等
一時保護事業費	6,444,395	水道光熱費・金品給与費等
休眠預金事業自己負担支出	1,494,626	
予 備 費	0	
支出総額	80,819,411円	

令和四年度 寄附金篤志者御芳名

(敬称略)

津山市 藤本 晴男
さいたま大宮地区更生保護女性会

幸手地区更生保護女性会
久喜地区更生保護女性会 白岡部会

草加地区更生保護女性会
白岡市 市川 憲子

さいたま市 加藤 英一
蕨市 細井 玲子

久喜地区更生保護女性会 菖蒲支部
川口地区更生保護女性会

さいたま市 柴崎 八重
川口市 中牟田雅子

さいたま市 吉岡 明美
新宿区 坂本悠紀子

さいたま市 石井 恵子
本庄地区更生保護女性会

川越地区更生保護女性会
上尾市 伊澤 愛子

北本地区更生保護女性会
熊谷地区更生保護女性会

朝霞地区更生保護女性会
蕨地区更生保護女性会

和光市 藤井 容子
ふじみ野地区更生保護女性会

春日部地区更生保護女性会
埼玉県更生保護女性連盟

春日部市 堀江 良子
三郷地区更生保護女性会

花園地区更生保護女性会
小川地区更生保護女性会

行田地区更生保護女性会
東松山地区更生保護女性会

八潮地区更生保護女性会
東松山地区保護司会 川島支部

川本地区更生保護女性会
吉川地区更生保護女性会

坂戸地区更生保護女性会
水戸市 株式会社 常陽銀行

加須市 梅澤 清真
桶川地区更生保護女性会

鴻巣市 寺山 昇
上里地区更生保護女性会

朝霞市 相澤 誠一
児玉郡上里町 植井 和子

さいたま市 中村 雄二
一般財団法人 埼玉県佛教会

加須市 石出 貞雄
埼玉県更生保護観察協会

越谷地区更生保護女性会
久喜地区更生保護女性会

中野区 佐藤 則夫
戸田地区更生保護女性会

川越市 有山茂平次
秩父地区更生保護女性会

比企郡ときがわ町 川端三代子
さいたま市 松村 澄子

狭山市 田中 久子
秩父市 竹内芙美子

羽生市 鎌田 悦子
さいたま市 風間 良子

川口市 野口 初江
さいたま市 有限会社大富士建設

さいたま市 白石 宏行
新座市 門田 幸子

上尾市 遠山 正博
さいたま市 清水 壽子

春日部市 金子 幸子
埼玉県保護司カウンセリング研究会

北本市 高松千恵子
入間郡三芳町 向吉 孝子

久喜市 榎本 恭子
坂戸市 丸山 定子

深谷地区更生保護女性会
さいたま市 寶井 護

加須地区更生保護女性会
岩槻・蓮田地区更生保護女性会

川口市 染谷 修
鴻巣地区更生保護女性会

深谷市 田口 夏子
寄居地区更生保護女性会

戸田市 本橋 恵子
岡部地区更生保護女性会

戸田市 細田 昌宏
さいたま浦和地区更生保護女性会

所沢市 青木 照子
さいたま市 黒田すみ子

所沢地区更生保護女性会
さいたま市 大高 和子

羽生地区更生保護女性会
さいたま市 吉岡 洋子

さいたま市 若狭 幸子
さいたま市 内田 淑子

川越市 株式会社紙商興産

更生保護法人清心寮役員名簿

(任期 令和5年6月1日～令和8年5月31日)

(令和5年7月11日現在)

役職	氏名	備考
理事長	清水 義 應	元更生保護委員会委員長
副理事長	安齋 彰 彰	埼玉県保護司会連合会会長
常務理事	白石 寛 司	元更生保護委員会委員
常務理事	西村 穰 司	清心寮施設長
理事	小川 秀 樹	埼玉県更生保護観察協会理事長
理事	倉持 秀 裕	埼玉県佛教会会長
理事	加藤 玄 静	埼玉県佛教会副会長
理事	籾原 恒 久	埼玉県佛教会副会長
理事	上竹 内 善	さいたま市保健福祉局長
理事	上木 雄 一	埼玉県社会福祉協議会副会長
理事	八島 健 二	さいたま商工会議所総務員サービス部長
理事	青木 照 子	埼玉県更生保護女性連盟会長
理事	土橋 元 孝	埼玉県保護司会連合会副会長
理事	加藤 英 一	埼玉県就労支援事業者機構会長
理事	田中 秀 樹	武蔵野銀行総務部保安担当部長
理事	阿武 信 夫	学識経験者
理事	上野 容 子	東京家政大学名誉教授、社会福祉法人認定会前理事長
理事	尾崎 康 康	弁護士、埼玉弁護士会会長
監事	瀬田 攻 子	元更生保護委員会部長委員
監事	本橋 恵 子	埼玉県更生保護女性連盟相談役

役職	氏名	備考
評議員	山喜 光 明	埼玉県保護司会連合会副会長
評議員	大島 通 人	埼玉県保護司会連合会副会長
評議員	本橋 良 吾	埼玉県保護司会連合会副会長
評議員	梶 溪 文 有	埼玉県保護司会連合会常務理事
評議員	馬場 弘 壽	埼玉県保護司会連合会常務理事
評議員	深谷 雅 良	埼玉県佛教会専務理事
評議員	山口 正 純	埼玉県佛教会常務理事
評議員	河野 亮 玄	埼玉県佛教会常務理事
評議員	岩崎 勇二郎	医師
評議員	妹尾 高 嗣	立正佼成会大宮教会長
評議員	加藤 誠 誠	立正佼成会川口教会長
評議員	森田 道 明	天理教柴山分教会長
評議員	榎本 恭 子	埼玉県更生保護女性連盟副会長
評議員	鎌田 悦 子	埼玉県更生保護女性連盟副会長
評議員	高松 千恵子	埼玉県更生保護女性連盟副会長
評議員	江野 ひさ子	埼玉県更生保護女性連盟副会長
評議員	中牟田 雅 子	埼玉県更生保護女性連盟会計
評議員	田村 典 子	埼玉県更生保護女性連盟会計
評議員	金子 泰 久	さいたま浦和地区保護司会長
評議員	須田 久 子	さいたま大宮地区更生保護女性会長
評議員	内田 淑 子	さいたま浦和地区更生保護女性会長
評議員	小糸 侍 子	さいたま中央地区更生保護女性会長
評議員	上杉 幸 郎	元更生保護委員会委員
評議員	戸塚 寛 寛	地元自治会代表

(清心寮職員名簿)

役職	氏名	役職	氏名
常務理事兼補導員	白石 寛 司	補導員	村上 雅 一
常務理事兼施設長	西村 穰 司	非常勤職員	上之段 俊 治
補導主任	小尾 康 男	非常勤職員	伊藤 武 彦
補導員兼事務員	遠藤 久美子	非常勤職員	朝倉 純 一
訪問支援員兼補導員	尾川 勇 勇	調理員	川尻 恵 子
補導員	星野 恭 夫	調理員	徳 永 眞 枝
福祉職員兼補導員	成田 千 秋	調理員	沼野 八千代

あとがき

清心寮が順調に運営できるのは、県内更生保護関係の方々並びに当寮の特別会員、一般会員の皆様の温かいご理解ご支援の賜物と厚く感謝申し上げます。

新型コロナウイルスが5類に移行、自粛していた行事等が少しずつ行われるようになり、施設にも活気が戻ってきたように感じられます。

行事等での皆様との交流が、寮生だけでなく職員にとっても活力となっておりです。

今後とも、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、ご寄稿くださった方々に感謝申し上げます。

